

労災保険による年金を受給している皆さまへ

ご存知ですか？ 労災就学援護費

ご自身やお子さまの学費を補助します

～ 平成25年度からは、すべての通信制課程が支給対象に ～

労働災害によって亡くなった方のご遺族や、重度の障害を負ったり、長期の療養を余儀なくされた方のうち、ご自身またはお子さまが学校に通っていて、その学費の支払いが困難と認められた場合に、「労災就学援護費」を支給します。

手続きは、申請書のほかに在学証明書などの必要書類を最寄りの労働基準監督署に提出するだけです。ぜひ、ご利用ください。

支給対象

次のいずれかに該当する方またはその子が、学校教育法第1条に定める学校や、専修学校等に在学し、学費の支払いが困難と認められる場合、対象となります。
※年金給付基礎日額が16,000円を超える場合は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・遺族（補償）年金受給権者
- ・第1～第3級の障害（補償）年金受給者
- ・傷病（補償）年金受給者（特に重篤と認められる方で、在学者等である子と生計を同じくしている者に限ります。）

支給額

主な支給対象	支給額（月額）
小学校	12,000円
中学校	16,000円
高等学校等	16,000円
大学等	39,000円
★ [通信制] 中学校、専修学校（一般課程・高等課程）、 特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、 高等学校	13,000円
★ [通信制] 専修学校（専門課程）	30,000円
[通信制] 大学	30,000円

★:平成25年度から、新たに支給対象としています。

詳細は、都道府県労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署